

地方公共団体の大気部局と建築部局における建設リサイクル法に基づく届出情報の共有状況

共有の有無	有			無		
都道府県 大気汚染防止法政令市	59自治体			70自治体		
共有する情報内容	全届出	「付着物あり」と記載された届出のみ	その他	/		
	24自治体	26自治体	9自治体 〔例 * 住民からの苦情等通報時 * 200㎡以上の解体現場〕			
活用方法の例	特定粉じん排出作業に関する届出確認・指導：4 6 大気環境部局と建築部局の合同パトロール：8、苦情対応：5					
情報共有の必要性 【意識調査（任意回答）】	共有すべき	必要に応じて共有	必要なし	共有すべき	必要に応じて共有	必要なし
	47	9	0	0	0	9